許可番号　第０３４５９００４２２７号

特別管理産業廃棄物収集運搬業許可証

住 所　広島県呉市広多賀谷三丁目７番１３号
氏 名　寺本環境　株式会社
　　代表取締役　　寺本　久恵

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第１４条の５第１項の許可を受けた者であることを証する。

広島県知事　**湯 﨑 英 彦**

許 可 の 年 月 日　　令和　５　年　７　月　１５　日
許可の有効年月日　　令和　１０　年　７　月　１４　日

１．事業の範囲
事業の区分
収集運搬（積替え・保管は含まない。）
特別管理産業廃棄物の種類
・廃油（揮発油類、灯油類及び軽油類に限り、特定有害産業廃棄物であるものを除く。）
・廃酸（水素イオン濃度指数２．０以下のものに限り、特定有害産業廃棄物であるものを除く。）
・廃アルカリ（水素イオン濃度指数１２．５以上のものに限り、特定有害産業廃棄物であるものを除く。）
・感染性産業廃棄物
・燃え殻（カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、セレン又はその化合物及びダイオキシン類を含むことにより有害なものに限る。）
・汚泥（水銀又はその化合物、カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、有機燐化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、シアン化合物、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、１・２－ジクロロエタン、１・１－ジクロロエチレン、シス－１・２－ジクロロエチレン、１・１・１－トリクロロエタン、１・１・２－トリクロロエタン、１・３－ジクロロプロペン、チウラム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼン、セレン又はその化合物、１・４－ジオキサン及びダイオキシン類を含むことにより有害なものに限る。）
・鉱さい（水銀又はその化合物、カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物及びセレン又はその化合物を含むことにより有害なものに限る。）
・ばいじん（水銀又はその化合物、カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、セレン又はその化合物、１・４－ジオキサン及びダイオキシン類を含むことにより有害なものに限る。）　以下余白

２．積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとの積替え又は保管を行う特別管理産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ

３．許可の条件

４．許可の更新又は変更の状況
令和5年8月3日　　更新許可
令和7年9月24日　　変更許可

5．積替え許可の有無　　有
　市名　　呉市　　許可番号　第０７４６０００４２２７号

6．規則第10条の12第2項の規定による許可証の提出の有無　　無

備考　市長が交付する許可証については，積替え許可の有無の記載は不要とすること。